

佐世保工業高等専門学校学寮管理運営規則

(平成16年4月1日制定)

佐世保工業高等専門学校学寮管理運営規則(平成5年4月1日制定)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、佐世保工業高等専門学校学則(以下「学則」という。)第55条第3項の規定に基づき、学寮の管理運営について、その円滑かつ適正な運用を図るため必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 学寮は、佐世保工業高等専門学校(以下「本校」という。)の学生に対して学校生活への適応を促進するとともに、共同生活を営むことにより、友情、互助、寛容等の精神を養い、将来すぐれた社会の形成者たるべき資質を涵養することを目的とする。

(管理運営者)

第3条 学寮の管理運営責任者は、校長とする。

2 寮務主事は、学生主事と常に緊密な連絡を保ち、主事補の協力を得て学寮における教育及び生活指導の業務を掌理する。

3 学寮の管理運営に関する事務は、事務部の所掌とする。

第4条 寮生の教育及び生活指導を行うため、寮監及び当直教員を置く。

2 寮監は、本校専任教員の中から校長が任命する。

第5条 寮生の健康管理及び生活相談等に対処するために、寮母を置く。

(会議)

第6条 学寮の管理運営に関し具体的事項を審議するため、校長の諮問機関として学寮委員会を置く。

2 学寮委員会に関する事項は別に定める。

(入寮)

第7条 学寮には、本校の学生にかぎり入寮させる。

第8条 本校に入学を許可された第1学年及び第2学年の男子学生は、在学期間中、入寮して教育を受けるものとする。

2 入寮に際しては、保証人連署の入寮誓約書(別記様式第1号)を提出しなければならない。

第9条 女子学生及び第3学年以上の男子学生で、第2学年に引き続き在寮を希望する者又は編入学生・留学生で新たに入寮を希望する者は、保証人連署の入寮願(別記様式第2号)に所定の書類を添え、寮務主事を経て、校長に提出し許可を受けなければならない。

2 前項の願出に対する入寮は、1年毎に許可する。ただし、年度途中における入寮の許可は、当該年度の終わりまでとする。

- 3 年度を超えて引き続き在寮を希望する者は、毎年1月末までに第1項の手続きを経なければならない。
- 4 特別な理由がある場合には、第1項の規定にかかわらず、校長が入寮を許可することがある。
- 5 入寮に際しては、保証人連署の入寮誓約書（別記様式第1号-1）を提出しなければならない。

（入寮免除及び退寮）

第10条 第1学年及び第2学年の男子学生が、病気、その他特別の事情により入寮の免除を受けようとするときは、保証人連署の入寮免除願（別記様式第3号）を寮務主事を経て、校長に提出し許可を受けなければならない。

第11条 女子学生及び第3学年以上の男子学生が退寮するときは、退寮予定日の10日前までに、保証人連署の退寮届（別記様式第4号）を寮務主事を経て、校長に提出しなければならない。

- 2 学則第10条に規定する長期休業期間に限る退寮は認めない。

第12条 寮生が次の各号の一に該当するときは、校長は退寮を命ずることがある。

- 一 第13条及び第14条に定める経費を2月以上納入しなかったとき。
- 二 病気その他の理由により、健康衛生上、共同生活に適しないと認めるとき。
- 三 在寮許可期限を超えるとき。
- 四 休学を許可されたとき、又は退学（除籍を含む）を命ぜられたとき。
- 五 共同生活の秩序又は風紀を乱す行為のあったとき。
- 六 その他学寮の管理運営上著しく支障をきたす行為のあったとき。

（寄宿料及び諸経費）

第13条 寮生は、定められた寄宿料月額を毎月出納命令役に納入しなければならない。ただし、9月分について、前月に納入するものとする。

- 2 入退寮の日が月の中途であっても、寄宿料は1月分を納付しなければならない。
- 3 既納の寄宿料は、還付しない。
- 4 寄宿料免除については、佐世保工業高等専門学校授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程の定めるところによる。

第14条 給食費、その他寮生各自が生活のために必要な光熱水料等の経費は、寮生の負担とする。

- 2 前項の諸経費の額及び納付については、別に定める。

（生活規律及び施設保全）

第15条 寮生は、本校の諸規則、寮生心得及び教職員の指示に基づき行動しなければならない。

第16条 寮生は、自主的に寮生活の充実向上を図るため、寮生会を組織することができる。

- 2 寮生会の規約を制定又は改廃しようとするときは、寮務主事を経て校長の承認を受けなければならない。

3 寮生会が学寮の設置目的を逸脱し、又は管理運営に支障を生ずるおそれがあるときは、校長は寮生会の解散又は役員を交替させることがある。

第17条 寮生は、居室、共同施設、その他学寮の施設を常に正常な状態において保全することに努めなければならない。

2 故意又は過失により施設・設備を滅失、毀損又は汚染したときは、その原状に回復するか、それに要する経費を弁償しなければならない。

第18条 寮生は、火災その他の災害防止について、常に細心の注意を払うとともに、学校が行う防火訓練その他災害防止対策に参加しなければならない。

(健康保持及び環境整備)

第19条 寮生は、各自健康の維持及び増進を図るよう努めなければならない。

2 校長が必要であると認めたときは、寮生に対し健康診断を命じ、又は予防接種を実施することがある。

第20条 寮生は、寮内外の清掃を実施し、清潔整頓を旨とし、快適な環境の保持に努めなければならない。

(雑則)

第21条 寮生以外の者は、校長が許可したときのほか学寮の施設、設備を利用することはできない。

第22条 教職員は、指導又は管理上必要があるときは寮生の居室に入室することができる。

第23条 学寮は、学則第10条に規定する長期休業期間中は閉鎖する。ただし、特別の理由により校長が許可したときは、この限りでない。

第24条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年3月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月30日)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。